

○農林水産省令第三十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十二号）第五条の二第一項、第六条第二項及び第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

農林水産大臣 江藤

拓

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後		改正前	
別表一（第五条の二関係）			
第一 有害動物 一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物	(一) 節足動物 (略) <u>Copitarsia cornuda</u> <u>Copitarsia decolora</u> [SYN : <u>Copitarsia turbata</u>] (略) (削る) (削る) (略) <u>Pagiocerus frontalis</u> <u>Panneme fasciana</u> (略) (削る) (略)	第一 有害動物 一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動物	(一) 節足動物 (略) <u>Copitarsia turbata</u> (新設) (略) <u>Haplolithrips nigricornis</u> <u>Haplolithrips robustus</u> (略) <u>Pagiocerus frontalis</u> (新設) (略) <u>Phenacoccus solenopsis</u> (略)
第二 有害植物 一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物	(二) (略) (三) その他無脊椎動物 (略) (削る) (略)	第二 有害植物 一 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害植物	(二) (略) (三) その他無脊椎動物 (略) <u>Helix aspersa</u> (略)
(一) 真菌及び粘菌 <u>Deuterophoma tracheiphila</u> <u>Diaporthe vaccini</u> (略)	(略)	(一) 真菌及び粘菌 <u>Deuterophoma tracheiphila</u> (新設) (略)	(略)
(二) (略)	(略)	(二) (略)	(略)

二 (略)	(四) その他植物病の病原体 (略) (削る) (略)	(三) ウイルス (ウイロイ下を含む) <i>Indian citrus ringspot virus</i> <i>Indian peanut clump virus</i> <i>Iris fulva mosaic virus</i> <i>Maize chlorotic mottle virus</i> (略) <i>Passion fruit yellow mosaic virus</i> <i>Pea early-browning virus</i> (略) <i>Thimbleberry ringspot virus</i> <i>Tomato brown rugose fruit virus</i> <i>Tomato leaf curl New Delhi virus</i> (略) <i>Valola mosaic virus</i> <i>Zucchini green mottle mosaic virus</i> (略)
		次の植物病の病原体 (略)

別表一の二(第五条の四関係)

地	域	植	物	検疫有害動植物
一	インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国(香港を除く。以下この表において同じ)、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、エスワティニ、ケニア、ジンバブエ、セーシェル、タ	(略)		(略)

二 (略)	(四) その他植物病の病原体 (略) (削る) (略)	(三) ウイルス (ウイロイ下を含む) <i>Indian citrus ringspot virus</i> (新設) <i>Iris fulva mosaic virus</i> (新設) (略) <i>Passion fruit yellow mosaic virus</i> (新設) (略) <i>Thimbleberry ringspot virus</i> (新設) (略) <i>Valola mosaic virus</i> (新設) (略)
		次の植物病の病原体 (略)

別表一の二(第五条の四関係)

地	域	植	物	検疫有害動植物
一	インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国(香港を除く。以下この表において同じ)、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、ラオス、アラブ首長国連邦、イエメン、イラン、オマーン、ウガンダ、ケニア、ジンバブエ、スワジランド、セーシェル、タンザ	(略)		(略)

<p>ンザニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ）、バミューダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島</p>	<p>二 インド、ネパール、バングラデシュ、ミャンマー、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アゼルバイジャン、アルバニア、イタリア、ウズベキスタン、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ）、英領チャネル諸島、オランダ、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モンテネグロ、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、</p>	<p>いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようしゅちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、はこべほおずき、くこ属植物及びなす属植物の生葉並びにしまほおずき及びトマトの生果実</p>	<p>(略)</p>
---	---	--	------------

<p>ニア、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国（ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ）、バミューダ諸島、アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ニカラグア、西インド諸島、パナマ、ブラジル、フランス領ギアナ、ベネズエラ、ベリーズ、メキシコ、オーストラリア領クリスマス島、パプアニューギニア、ハワイ諸島</p>	<p>二 インド、ネパール、バングラデシュ、ミャンマー、アラブ首長国連邦、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、アルバニア、イタリア、ウズベキスタン、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ）、英領チャネル諸島、オランダ、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モンテネグロ、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エジプト、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カナリア諸島、ケニア、ザンビ</p>	<p>いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようしゅちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、くこ属植物及びなす属植物の生葉並びにしまほおずき及びトマトの生果実</p>	<p>(略)</p>
---	--	--	------------

<p>四 大韓民国、バキスタン、イスラエル、イラク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリヤ、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フィンラン</p>	<p>三 トルコ、オランダ、スウェーデン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、メキシコ</p>	<p>ガーナ、カナリア諸島、ケニア、ザンビア、スーダン、セネガル、タンザニア、チュニジア、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、ボツワナ、マヨット島、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、モロッコ、リビア、レソト、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>四 大韓民国、バキスタン、イスラエル、イラク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリヤ、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガ</p>	<p>三 トルコ、オランダ、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、メキシコ</p>	<p>ア、スーダン、セネガル、タンザニア、チュニジア、ナイジェリア、ニジェール、ボツワナ、マヨット島、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、モロッコ、リビア、レソト、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、コスタリカ、コロンビア、チリ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>ド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、エジプト、カーボベルデ、カナリア諸島、ガンビア、セネガル、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島</p>	<p>七 インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、香港、マレーシア、オマーン、英国、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、</p>	<p>(略)</p>	<p>五・六 (略)</p>
<p>アボカド、うこん、エビプレムヌム・アウレウム、おくら、キルトスベルマ・シャミツソニス、クプレッスス・マクロカルバ、ケロシア・ニテイダ、ココやし、さといも、さとうきび、しょうが、しよくようかん、な、だいしよ、ちや、とうもろこし、トマト、なす、ばれいしよ、ばんれいし、びんろうじゆ、めきしこいとすぎ、らつかせい(さやのない種子を除く)、アヌビアス属植物、アンズリユーム属植物、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒーノキ属植物、こしよ属植物、バシヨウ属植物、フィロデンドロン属植物、プセファラントラ属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>リア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、エジプト、カーボヴェルデ、カナリア諸島、ガンビア、セネガル、南アフリカ共和国、モロッコ、リビア、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、ペルー、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島</p>	<p>七 インド、インドネシア、シンガポール、スリランカ、タイ、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、オマーン、英国、オランダ、デンマーク、ドイツ、フランス、ベルギー、ポーランド、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、ナイジェリア、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、南スーダン、モザンビーク、レユニオン、アメリカ合衆国、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、グアドループ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、</p>	<p>(略)</p>	<p>五・六 (略)</p>
<p>アボカド、うこん、おくら、キルトスベルマ・シャミツソニス、クプレッスス・マクロカルバ、ケロシア・ニテイダ、ココやし、さといも、さとうきび、しょうが、しよくようかん、な、だいしよ、ちや、とうもろこし、トマト、なす、ばれいしよ、ばんれいし、びんろうじゆ、めきしこいとすぎ、らつかせい(さやのない種子を除く)、アヌビアス属植物、アンズリユーム属植物、カラテア属植物、くずうこん属植物、コーヒーノキ属植物、こしよ属植物、バシヨウ属植物、フィロデンドロン属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ共和国、ドミニカ、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ペリリーズ、ベルー、マルチニーク島、メキシコ、アメリカ領サモア、オーストラリア、サモア、トンガ、ニウエ、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、バプアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー</p>	<p>八 インド、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ベトナム、スイス、ポルトガル、ケニア、コートジボワール、セネガル、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、マラウイ、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、グアテマラ、コスタリカ、西インド諸島、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ</p>	<p>アセロラ、アラビアコーヒー、アンゲロニア・アングステイフオリア、エンテロロピウム・コントルティシリクウム、オエケクラデス・マクラタ、カリステモン・ウイミナリス、キャッサバ、きゅうり、くずうこん、くちなし、クレロデンドルム・ウガンデンセ、くろみぐわ、くわくさ、けぶかわた、ケレウス・ヒルドマンニアヌス、こせんだんぐさ、さつまいも、しまほおずき、しょうが、しょうじょうそう、じよおうやし、シロギニアヤム、しろこやまも、すいか、ステノケレウス・クエレタロエンシス、せいようきらんそう、ソランドラ・マクシマ、たばこ、たまさんご、だんどほろぎく、ティボウキナ・エレガンズ、てりみのいぬほおずき、とうがらし、とうぐわ、トマト、なす、なつめ、なんごくいぬほおずき、にしきじそ、にんじん、パウロウニア・エロンガタ、バオバブ、はなまき、ばらみつ、ばんじろう、ひめのうぜんかずら、ビルソニマ・キドニーフオリア、ペボかぼち</p>
--	---	---

(略)

<p>ジャマイカ、スリナム、セントビンセント、セントルシア、ドミニカ共和国、ドミニカ、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パナマ、プエルトリコ、ブラジル、ベネズエラ、ペリリーズ、ベルー、マルチニーク島、メキシコ、オーストラリア、サモア、トンガ、ニュー・カレドニア、バプアニューギニア、ハワイ諸島、フィジー</p>	<p>八 インド、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ベトナム、スイス、ケニア、コートジボワール、セネガル、ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、マラウイ、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、グアテマラ、コスタリカ、西インド諸島、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ</p>	<p>アセロラ、アラビアコーヒー、アンゲロニア・アングステイフオリア、エンテロロピウム・コントルティシリクウム、オエケクラデス・マクラタ、カリステモン・ウイミナリス、キャッサバ、きゅうり、くずうこん、クレロデンドルム・ウガンデンセ、くろみぐわ、くわくさ、けぶかわた、こせんだんぐさ、さつまいも、しょうが、しょうじょうそう、じよおうやし、シロギニアヤム、しろこやまも、すいか、ステノケレウス・クエレタロエンシス、せいようきらんそう、ソランドラ・マクシマ、たばこ、たまさんご、だんどほろぎく、ティボウキナ・エレガンズ、てりみのいぬほおずき、とうがらし、トマト、なす、なつめ、なんごくいぬほおずき、にしきじそ、にんじん、パウロウニア・エロンガタ、バオバブ、はなまき、ばらみつ、ばんじろう、ひめのうぜんかずら、ビルソニマ・キドニーフオリア、ペボかぼちや、みばしじょう、ユーフォルビア・プニケア及びヒロセレウス属植物の生植</p>
---	---	--

(略)

<p>十六 (略)</p>	<p>十々十五 (略)</p>	<p>九 インド、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリヤ、ウクライナ、ウズベキスタン、オーストリア、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、アルジェリア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア</p>	<p>や、みばしろう、モルス・セルティディオリア、ユーフォルビア・ブニケア、ヒロセレウス属植物及びランプランツス属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>
<p>アエスクルス・カリフォルニカ、あかつゆ、アルクトスタフィロス・スタンフォードイアナ、いちじく、うんなんおうばい、オリーブ、かき、キッスス・ヒボグラウカ、くさほけ、グメリナ・ライヒハルデイ、こしよらぼく、こぼのしなのき、こぶかえで、サリックス・カブレア、サリックス・マクロナタ、サリックス・ラ</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>十六 (略)</p>	<p>十々十五 (略)</p>	<p>九 インド、パキスタン、イスラエル、イラク、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、イタリヤ、ウクライナ、ウズベキスタン、オーストリア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モルドバ、モンテネグロ、ルーマニア、アルジェリア、カナリア諸島、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア</p>	<p>物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの</p>
<p>アエスクルス・カリフォルニカ、あかつゆ、アルクトスタフィロス・スタンフォードイアナ、いちじく、うんなんおうばい、オリーブ、かき、キッスス・ヒボグラウカ、くさほけ、グメリナ・ライヒハルデイ、こしよらぼく、こぼのしなのき、こぶかえで、サリックス・カブレア、サリックス・ラシオレピス、しまとべら、</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>十八 (略)</p>	<p>十七 インド、インドネシア、台湾、中華人民共和国、フィリピン、ブータン、香港、ロシア、ウガンダ、エスワティニ、ガーナ、ケニア、ザンビア、ジンバブエ、ナイジェリア、南アフリカ共和国、モザンビーク、アメリカ合衆国、アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、バヌアツ</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>シオレピス、しまとべら、シヨワジア・テルナタ、シンフォリカルボス・オルビクラツス、せいようきつた、せいようきようちくとう、せいようしで、せいようとねりこ、せいようにわとこ、せいようはこやなぎ、せいようはしばみ、せいようはるにれ、ソルプス・アリア、テレピンノキ、なし、なつぼだいじゆ、ピスタキア・レンティスクス、ピスタシオノキ、ひろはかえで、びわ、ふさあかしあ、べるしやぐるみ、ベルベリス・ダーウイニー、まるめろ、むらさきはしどい、もみじばすずかけのき、ようしゆいぼた、ヨーロッパななかまど、ヨーロッパぶな、ラントナ、レモン、ロニケラ・アルピゲナ、ロニケラ・クシロステウム、がまずみ属植物、ぎよりゆう属植物、くろうめもどき属植物、ケアノツス属植物、こなら属植物、さくら属植物、さんざし属植物、しやりんとう属植物、すぐり属植物、ばら属植物、ヒトツバエニシダ属植物、ぶどう属植物、みずき属植物及びりんご属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

<p>十八 (略)</p>	<p>十七 インドネシア、台湾、中華人民共和国、フィリピン、ブータン、香港、ロシア、ウガンダ、ガーナ、ケニア、ザンビア、ジンバブエ、スワジランド、ナイジェリア、南アフリカ共和国、モザンビーク、アメリカ合衆国、アルゼンチン、キューバ、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド、バヌアツ</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>シヨワジア・テルナタ、シンフォリカルボス・オルビクラツス、せいようきつた、せいようきようちくとう、せいようしで、せいようとねりこ、せいようにわとこ、せいようはこやなぎ、せいようはしばみ、せいようはるにれ、ソルプス・アリア、テレピンノキ、なし、なつぼだいじゆ、ピスタキア・レンティスクス、ピスタシオノキ、ひろはかえで、びわ、ふさあかしあ、べるしやぐるみ、ベルベリス・ダーウイニー、まるめろ、むらさきはしどい、もみじばすずかけのき、ようしゆいぼた、ヨーロッパななかまど、ヨーロッパぶな、ラントナ、レモン、ロニケラ・アルピゲナ、ロニケラ・クシロステウム、がまずみ属植物、ぎよりゆう属植物、くろうめもどき属植物、ケアノツス属植物、こなら属植物、さくら属植物、さんざし属植物、しやりんとう属植物、すぐり属植物、ばら属植物、ヒトツバエニシダ属植物、ぶどう属植物、みずき属植物及びりんご属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

別表二(第九条関係)

地 域 一 イエメン、イスラエル、イラン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバ	植 物 (略)	備考(対象とする 検疫有害動植物) (略)	十九 イラン、トルコ、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、ザンビア、チュニジア、モリシヤス、アメリカ合衆国、カナダ、コロンビア、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ、オーストラリア	(略)	(略)
			二十 中華人民共和国、ベトナム、マレーシア、イタリア、ウクライナ、ポーランド、ルーマニア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ガイアナ、コスタリカ、プエルトリコ、ペルー、ボリビア、メキシコ	(略)	(略)

別表二(第九条関係)

地 域 一 イエメン、イスラエル、イラン、サウジアラビア、シリア、トルコ、ヨルダン、レバ	植 物 (略)	備考(対象とする 検疫有害動植物) (略)	十九 イラン、トルコ、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スペイン、スロベニア、セルビア、タジキスタン、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシア、チュニジア、モリシヤス、アメリカ合衆国、カナダ、コロンビア、ブラジル、ベネズエラ、メキシコ、オーストラリア	(略)	(略)
			二十 中華人民共和国、ベトナム、マレーシア、イタリア、ポーランド、ルーマニア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ガイアナ、コスタリカ、プエルトリコ、ペルー、ボリビア、メキシコ	(略)	(略)

<p>二 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、アングラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、</p>	<p>ノン、アルバニア、イタリア、オーストリア、オランダ、マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モンテネグロ、ロシア、アフリカ、バミューダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド諸島（キューバ、ドミニカ共和国及びプエルトリコを除く）、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、オーストラリア（タスマニアを除く）、ハワイ諸島</p>
(略)	
(略)	
<p>二 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ）、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、香港、マレーシア、ミャンマー、ラオス、アングラ、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、</p>	<p>ノン、アルバニア、イタリア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、フランス、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マルタ、モンテネグロ、ロシア、アフリカ、バミューダ諸島、アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ニカラグア、西インド諸島（キューバ、ドミニカ共和国及びプエルトリコを除く）、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、オーストラリア（タスマニアを除く）、ハワイ諸島</p>
(略)	
(略)	

<p>コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、スーダン、赤道ギニア、セネガル、タンザニア、チャド、中央アフリカ共和国、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マヨット島、マリ、南アフリカ共和国、モザンビーク、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レユニオン、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フランス領ポリネシア、ミクロネシア</p>	(略)	(略)
<p>三〇八 (略) 九 中華人民共和国、イラク、イラン、トルコ、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ)、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、モンテネグロ、リトアニア、ルク</p>	(略)	(略)
<p>コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、スーダン、スワジランド、赤道ギニア、セネガル、タンザニア、チャド、中央アフリカ共和国、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マヨット島、マリ、南アフリカ共和国、モザンビーク、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、パプアニューギニア、ハワイ諸島、フランス領ポリネシア、ミクロネシア</p>	(略)	(略)
<p>三〇八 (略) 九 中華人民共和国、イラク、イラン、トルコ、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国(グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ)、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、</p>	(略)	(略)

<p>十七 インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バンラデシュ、東ティモール、</p>	<p>十六 イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アルバニア、アルメニア、イタリヤ、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>十々十五 (略)</p>	<p>センブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>十七 インド、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バンラデシュ、東ティモール、</p>	<p>十六 イスラエル、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、アイルランド、アルバニア、アルメニア、イタリヤ、ウクライナ、英国、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア、アルジェリア、エジプト、チュニジア、モロッコ、アメリカ合衆国、カナダ、グアテマラ、バミューダ諸島、メキシコ、ニュージーランド</p>	<p>十々十五 (略)</p>	<p>リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、メキシコ</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>ファイリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、イエメン、イラン、オマーン、サウジアラビア、アフリカ、アメリカ合衆国、アメリカ領バークレーン諸島、アルゼンチン、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、バルバドス、プエルトリコ、ベネズエラ、ペリズ、メキシコ、ブラジル、パプアニューギニア</p>
--

付表

一〇四 (略)

五 エスワティニから発送され、南アフリカ共和国を經由し、かつ、他の地域を經由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六〇七十一 (略)

別表二の二(第九条関係)

一 (略)	<p>あかてつ、アビウ、あんず、いちじく、かき、カンボマネシア・キサントカルバ、キウイフルーツ、くだものつけい、クリソフィラム・ゴノカルプム、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サボジラ、ジジフス・ジョアゼイロ、ズエラニア・ガイドニア、せいようすもも、なし、びわ、フェイジョア、ぶどう(付表第一に掲げるものを除く。)、まるきんかん、マンゴウ(別表二の付表第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。)、もも、ももたまな</p>	(略)
-------	--	-----

<p>ファイリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、イエメン、イラン、サウジアラビア、アフリカ、アメリカ合衆国、アメリカ領バークレーン諸島、キューバ、コスタリカ、ジャマイカ、ドミニカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、バルバドス、プエルトリコ、ペリズ、メキシコ、ブラジル、パプアニューギニア</p>
--

付表

一〇四 (略)

五 スワジランドから発送され、南アフリカ共和国を經由し、かつ、他の地域を經由しないで輸入されるバレンシア種、ワシントンネーブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、グレープフルーツ並びにクレメンティンの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの

六〇七十一 (略)

別表二の二(第九条関係)

一 (略)	<p>あかてつ、アビウ、あんず、いちじく、かき、カンボマネシア・キサントカルバ、キウイフルーツ、クリソフィラム・ゴノカルプム、こだちとまと、ごれんし、さくらんぼ、ざくろ、サボジラ、ジジフス・ジョアゼイロ、ズエラニア・ガイドニア、せいようすもも、なし、びわ、フェイジョア、ぶどう(付表第一に掲げるものを除く。)、まるきんかん、マンゴウ(別表二の付表第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。)、もも、ももたまな、りんご、きいち</p>	(略)
-------	--	-----

<p>六 アメリカ合衆国 (ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。)、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージージーランド、ノーフォーク島</p>	<p>四・五 (略)</p>	<p>三 (略)</p>	<p>二 (略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>かき、カシューナッツ、くだものとけい、ざくろ、なし、フェイジョア、ふともも、マメーサポテ、マメーリンゴ、まるめろ、マンゴウ、もも、もんびん、ロコトとうがらし、カシミロア属植物、コーヒーノキ属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物及びみかん属植物(ライム及びレモンを除く。)の生果実</p>	<p>(略)</p>	<p>りんご、きいちご属植物(付表第三に掲げるものを除く。)、コーヒーノキ属植物、すのき(こけもも)属植物(付表第四に掲げるものを除く。)、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物(ライム及びレモン並びに付表第二に掲げるものを除く。)、及びユーゲニア属植物の生果実</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

<p>六 アメリカ合衆国 (ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。)、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージージーランド、ノーフォーク島</p>	<p>四・五 (略)</p>	<p>三 (略)</p>	<p>二 (略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>かき、カシューナッツ、くだものとけい、ざくろ、なし、フェイジョア、ふともも、マメーリンゴ、まるめろ、マンゴウ、もも、もんびん、ロコトとうがらし、カシミロア属植物、コーヒーノキ属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物及びみかん属植物(ライム及びレモンを除く。)の生果実</p>	<p>(略)</p>	<p>ご属植物(付表第三に掲げるものを除く。)、コーヒーノキ属植物、すのき(こけもも)属植物(付表第四に掲げるものを除く。)、にんめんし属植物、ばんじろう属植物、ばんれいし属植物、ふともも属植物、みかん属植物(ライム及びレモン並びに付表第二に掲げるものを除く。)、及びユーゲニア属植物の生果実</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

<p>八 イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、キプロス、ギリシャ、スイス、スペイン、スロバキア、チェコ、ハンガリー、フランス</p>	<p>七 インド、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、モンゴル、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウズベキスタン、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、チュニジア、モロッコ</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>八 イスラエル、イラン、トルコ、イタリア、キプロス、ギリシャ、スイス、スペイン、スロバキア、チェコ、ポルトガル、マルタ</p>	<p>七 インド、中華人民共和国（香港を除く。以下この表において同じ。）、ネパール、モンゴル、アフガニスタン、イスラエル、イラン、トルコ、レバノン、アゼルバイジャン、アルメニア、イタリア、ウズベキスタン、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポーランド、リトアニア、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、モロッコ</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>十二 アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、北マケドニア共和国、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ペルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポランド、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド</p>	<p>九十一 (略)</p>	<p>ス、ポルトガル、マルタ、アルジェリア、エジプト、カナリア諸島、チュニジア、モロッコ</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

<p>十二 アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、クロアチア、コソボ、スイス、スウェーデン、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ペルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポランド、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド</p>	<p>九十一 (略)</p>	<p>アルジェリア、エジプト、カナリア諸島</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

十四〜十七 (略)	<p>十三 イラン、トルコ、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア共和国、ギリシャ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、モルドバ、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>
(略)	(略)
(略)	(略)

十四〜十七 (略)	<p>十三 イラン、トルコ、アイルランド、アルバニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、ギリシャ、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アルジェリア、エジプト、アメリカ合衆国、カナダ、チリ、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド</p>
(略)	(略)
(略)	(略)

<p>島 ド、ノーフオーク ニュージール ス、メキシコ、 グア、ホンジュ アテマラ、ニカ ルサルバドル、 アメリカ合衆国、 ア、モロッコ、 ア諸島、チュニ ルトガル、カナ ス、ベルギー、 ンランド、フラン ノルウェー、フ ペイン、ドイツ、 スウエーデン、 ニア、ギリシャ、 イタリヤ、エスト 二十 イスラエル、</p>	<p>十九 (略)</p>	<p>十八 イラン、トル コ、アイルランド、 アルバニア、イタ リア、ウクライナ、 オーストリア、オ ランダ、北マケド ニア共和国、ギリ シャ、クロアチア、 スイス、スペイン、 スロバキア、スロ ベニア、セルビア、 チェコ、デンマー ク、ドイツ、ノル ウェー、ブルガリ ア、ベルギー、ポー ランド、ポルトガ ル、ルーマニア、 ロシア</p>
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>島 ド、ノーフオーク ニュージール ス、メキシコ、 グア、ホンジュ アテマラ、ニカ ルサルバドル、 アメリカ合衆国、 ア、モロッコ、 ア諸島、チュニ ルトガル、カナ ス、ベルギー、 ンランド、フラン ノルウェー、フ ペイン、ドイツ、 スウエーデン、 ニア、ギリシャ、 イタリヤ、エスト 二十 イスラエル、</p>	<p>十九 (略)</p>	<p>十八 イラン、トル コ、アイルランド、 アルバニア、イタ リア、ウクライナ、 オーストリア、オ ランダ、ギリシャ、 クロアチア、スイ ス、スペイン、ス ロバキア、スロベ ニア、セルビア、 チェコ、デンマー ク、ドイツ、ノル ウェー、ブルガリ ア、ベルギー、ポー ランド、ポルトガ ル、マケドニア ユーゴスラビア共 和国、ルーマニア、 ロシア</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>二十一 大韓民国、 中華人民共和国、 トルコ、イタリ ア、ギリシャ、ス 페인、スロベニ ア、フランス、ポ ルトガル、アル ゼンチン、チリ、 オーストラリア、 ニュージーランド</p>	(略)	(略)
<p>二十二 (略)</p> <p>二十三 台湾、イス ラエル、イラン、 イタリア、スベ イン、フランス、ア メリカ合衆国、カ ナダ、アルゼンチ ン、エクアドル、 コスタリカ、バラ グアイ、ブラジル、 ベネズエラ、メキ シコ</p>	<p>(略)</p> <p>アエスクルス・ヒブリダ、あおげ いとう、アカシア・サリグナ、ア ガティス・アウストラリス、アス パラガス・アクティフオリウス、 アボカド、あめりかえのき、あめ りかさいかち、あめりかすずかけ のき、あめりかばなすおう、あめ りかむらさきしきぶ、あめりかや まぼうし、アルテミシア・アルボ レスケンス、アルテミシア・ダグ ラシアナ、アルテルナンテラ・テ ネラ、アルヌス・ロンピフオリ ア、アルビジア・ユリブリッシン、 アルファルファ、アレクトリオ ン・エクスケルルス、あれちのぎ く、アンブロシア・トリフィダ、 アンブロシア・プシロスタキア、 アンペロプシス・アルボレア、ア ンペロプシス・コルダタ、アン ティリス・ヘルマニアエ、イ ウア・アンヌア、いちじく、いち よう、いわだれそう、ウイテクス・ ルケンス、ウエストリンギア・グ ラブラ、ウエストリンギア・フル ティコサ、うまごやし、うらじろ あかめがしわ、ウレクス・ミノル、</p>	(略)

<p>二十一 大韓民国、 中華人民共和国、 トルコ、イタリ ア、ギリシャ、ス 페인、スロベニ ア、フランス、ポ ルトガル、チリ、 オーストラリア、 ニュージーランド</p>	(略)	(略)
<p>二十二 (略)</p> <p>二十三 台湾、イラ ン、イタリア、ス 페인、フランス、 アメリカ合衆国、 カナダ、アルゼン チン、エクアドル、 コスタリカ、バラ グアイ、ブラジル、 ベネズエラ、メキ シコ</p>	<p>(略)</p> <p>アエスクルス・ヒブリダ、アカシ ア・サリグナ、アガティス・アウ ストラリス、アボカド、あめりか えのき、あめりかさいかち、あめ りかすずかけのき、あめりかばな すおう、あめりかむらさきしきぶ、 あめりかやまぼうし、アルテミシ ア・ダグラシアナ、アルヌス・ロ ンピフオリア、アレクトリオ ン・ピフオリア、アレクトリオ ン・エクスケルルス、あれちのぎく、 アンペロプシス・アルボレア、ア ンペロプシス・コルダタ、アン ティリス・ヘルマニアエ、イ ウア・アンヌア、いちじく、いち よう、いわだれそう、ウイテクス・ ルケンス、ウエストリンギア・グ ラブラ、ウエストリンギア・フル ティコサ、うらじろあかめがしわ、 エウカリプツス・カマルドゥレン シス、エウカリプツス・グロブル ス、エウリオプス・クリサンテム イデス、えぞのへびいちご、エレ モフィラ・マクラタ、エンケリ ア・ファリノサ、おおあれちのぎ く、おきなわすずめうり、おとめ ふうろ、オリガナム・マヨラナ、</p>	(略)

エウカリプツス・カマルドゥレン
 シス、エウカリプツス・グロブル
 ス、エウリオプス・クリサンテモ
 イデス、エウリオプス・ペクティ
 ナツス、エキノクロア・クルスガ
 ルリ、エスカロニア・モンテピデ
 ンシス、えぞのへびいちご、えに
 した、エレモフィラ・マクラタ、
 エンケリア・フアリノサ、おおよ
 ざみ、おおよあれのぎく、おきな
 わずめうり、おとめふうろ、オ
 リガヌム・マヨラナ、オリーブ、
 かなむぐら、カマエクリスタ・
 ファスキクラタ、からすむぎ、か
 らたち、カリコトメ・スピノサ、
 カリコトメ・ビルロサ、かりふお
 るにあずかけのき、キスツス・
 アルビドウス、キスツス・クレ
 テイクス、キスツス・サルウイ
 フオリウス、キスツス・モンスベ
 リエンシス、キティス・ビルロ
 スス、ぎようぎしば、ぎんばいか、
 クサンティウム・ストルマリウ
 ム、クサンティウム・スピノスム、
 グレヴィレア・ユニベリナ、くろ
 ぼとべら、くろみぐわ、げつけい
 じゆ、ケルキス・オッキデンタリ
 ス、こえびすぐき、こしよぼうく、
 こせんだんぐき、こぬかぐき、こ
 はこべ、コプロスマ・レペンス、
 コプロスマ・ロプスタ、コリノカ
 ルプス・ラエウイガツス、コロキ
 ア・コトネアステル、コロキア・
 マクロカルバ、コロニラ・ヴァレ
 ンティナ、コロノプス・ディディ
 ムス、コンウオルウルス・クネオ
 ルム、サルウイア・アピアナ、サ
 ルウイア・メツリフェラ、さるす

オリーブ、かなむぐら、カマエク
 リスタ・ファスキクラタ、からた
 ち、カリコトメ・ビルロサ、かり
 ふおるにあずかけのき、キスツ
 ス・クレテイクス、キスツス・サ
 ルウイーフオリウス、キスツス・
 モンスペリエンシス、キティス
 ス・ビルロスス、くろぼとべら、
 くるみぐわ、ゲニスタ・コルシカ
 、ゲニスタ・モンस्पessusラーナ、
 ケルキス・オッキデンタリス、こ
 しよぼうく、こせんだんぐき、コ
 プロスマ・レペンス、コプロス
 マ・ロプスタ、コリノカルプス・
 ラエウイガツス、コロキア・コト
 ネアステル、コロキア・マクロカ
 ルバ、サルウイア・アピアナ、サ
 ルウイア・メツリフェラ、さるす
 べり、ジャカラランダ・ミモシフォ
 リア、しるぎ、しんのうやし、す
 いかずら、せいようきづた、せい
 ようきようちくとう、せいようす
 おう、せねがるやし、ソリダゴ・
 フィスツローサ、たいさんぼく、
 たわだぎく、チャルバ・タシユケ
 ンテンシス、つるうめもどぎ、ティ
 ランジア・ウスネオイデス、テー
 ダまつ、とうぐわ、なんてん、に
 ちにちそろう、ニューサイラン、の
 ぶどう、はいぎんぼうげ、バージ
 ニアづた、バーベナ・リトラリス、
 ハロラギス・エレクタ、ピスタシ
 オノキ、ピットスボルム・ウンベ
 ラツム、ピットスボルム・エウゲ
 ニオイデス、ピットスボルム・ク
 ラッシフォリウム、ファグナロ
 ン・サクサチレ、フィリレア・ラ
 テイフォーリア、フォルミウム・

べり、サルソラ・ツラガス、シシ
 ンブリウム・イリオ、しますずめ
 のひえ、ジャカランダ・ミモシ
 フォリア、しるぎ、しろつめくさ、
 しんくりのいが、しんのうやし、
 すいかすら、すずめのかたびら、
 すべりひゆ、スベルマコセ・ラ
 テイフォリア、せいばんもろこし、
 せいようきづた、せいようきよう
 ちくとう、せいようすおう、せい
 ようひるがお、セタリア・マグナ、
 せねがるやし、ソラヌム・エラエ
 アグニフォリウム、ソリダゴ・
 ウイルガウレア、ソリダゴ・フイ
 スツローサ、たいさんぼく、タツ
 ラ・ライテイイ、たわだぎく、チ
 タルパ・タシユケンテンシス、つ
 るうめもどき、デイギタリア・イ
 ンスラリス、デイギタリア・サン
 グイナリス、デイギタリア・ホリ
 ゾンタリス、デイモルフオテカ・
 フルティコサ、ティランジア・ウ
 スネオイデス、テウクリウム・カ
 ビタツム、テータまつ、てりみの
 いぬほおずき、とうぐわ、とうね
 ずみもち、どくにんじん、とげち
 しゃ、ながばあかしあ、ながばぎ
 しぎし、なすな、なんてん、にち
 にちそう、ニューサイラン、ネブ
 ツニア・ルテア、のげし、のぶど
 う、のぼろぎく、のりうつぎ、は
 いきんぼうげ、はうちわのき、バー
 ジニアづた、バーベナ・リトラリ
 ス、はりえにしだ、ハロラギス・
 エレクタ、ひげなすずめのちや
 ひき、ピスタシオノキ、ピットス

クッキアヌム、ふさあかしあ、ぶ
 な、ペカン、ヘテロメレス・アル
 プテイフォリア、ヘリクリスム・
 イタリクム、ホホバ、ポリガラ・
 ミルテイフォリア、マルウア・パ
 ルウイフロラ、マルビウム・ウル
 ガレ、まんねんろう、ミオボルム・
 ラエツム、むくげ、むくろじ、メ
 リコペ・テルナタ、メリタ・シン
 クライリー、もみじばふう、ヤポ
 ンノキ、ユグランズ・カリフォル
 ニカ、ユニベルズ・アシエイ、ゆ
 りのき、ようしゅきだちるりそう、
 ラティビダ・コルムナリス、レダ
 マ、レッドマルベリー、ロサ・カ
 ニナ、ロサ・カリフォルニカ、ロ
 サ・フロリブンダ、エリシムム属
 植物、おおふともも属植物、おら
 んだふうろ属植物、かえて属植物、
 きいちご属植物、きんかん属植物、
 くわがたそう属植物、こなら属植
 物、コーヒーノキ属植物、さくら
 属植物、すのき（こけもも）属植
 物、ストレプトカルパス属植物、
 せんねんぼく属植物、つるにちに
 ちそう属植物、とねりこ属植物、
 なし属植物、にれ属植物、にわと
 こ属植物、バツカリス属植物、ぶ
 どう属植物、ヘーベ属植物、ペラ
 ルゴニューム属植物、みかん属植
 物、やなぎ属植物、ラウアンドウ
 ラ属植物及びわすれぐさ属植物の
 生植物（種子及び果実を除く。）で
 あつて栽培の用に供するもの

ボルム・ウンベラツム、ピットス
 ボルム・エウゲニオイデス、ピッ
 トスボルム・クラツシフオリウ
 ム、ひとつばたご、ひまわり、ひ
 めいらくき、ひめむかしよもぎ、
 ファグナロン・サクサチレ、フィ
 リレア・ラティフォーリア、ふう
 りんぶつそうげ、フォルミウム・
 クツキアヌム、フクシア・マゲラ
 ニカ、ふくわばもくげんじ、ふさ
 あかしあ、ぶたくき、ぶな、プラ
 シカ・ニグラ、ペカン、ヘテロメ
 レス・アルプティフオリア、へら
 おおばこ、ヘリクリスム・イタリ
 クム、ヘリクリスム・ストエカス、
 べるしやぐるみ、ほそむぎ、ホホ
 バ、ポリガラ・ミルティフオリ
 ア、ポリゴヌム・アレナスツルム
 ポリゴヌム・ベルシカリア、ポリ
 ゴヌム・ラパシフオリウム、マル
 ウア・バルウイフロラ、まるぼつ
 ゆくき、マルピウム・ウルガレ、
 まんねんろう、ミオボルム・イン
 スラレ、ミオボルム・ラエツム、
 むぎくさ、むくげ、むくろじ、め
 りけんがやつり、メリコペ・テル
 ナタ、メリタ・シンククライリー、
 メリツサ・オツフィキナリス、モ
 デイオラ・カロリニアナ、もみじ
 ばふう、モンティア・リネアリス、
 やなぎばくみ、ヤボンノキ、ユダ
 ランス・カリフォルニカ、ユーゲ
 ニア・ミルティフオリア、ユニペ
 ルス・アシエイ、ユーフォルビ
 ア・カマエシセ、ユーフォルビ
 ア・テラキナ、ユーフォルビア・
 ヒルタ、ゆりのき、ようしゆきだ
 ちるりそう、ラティビダ・コルム
 ナリス、ラムヌス・アラテルムス、
 リカルディア・ブラジリエンス
 ス、ルス・デイベルシロバ、ルド

<p>二十四 (略)</p>	<p>ヴィギア・グランディフロラ、ル ビヌス・アリドルム、ルピヌス・ ウイロスス、レダマ、レッドマル ベリー、ロサ・カニナ、ロサ・カ リフォルニカ、ロサ・フロリブン ダ、エリシムム属植物、おふと もも属植物、おらんだふうろ属植 物、かえで属植物、きいちご属植 物、きんかん属植物、くわがたそ う属植物、こなら属植物、コーヒー ノキ属植物、さくら属植物、すの き(こけもも)属植物、ストレプ トカルパス属植物、せんねんぼく 属植物、つるにちちそう属植物、 とねりこ属植物、なし属植物、に れ属植物、にわとこ属植物、バッ カリス属植物、ひとつばえにしだ 属植物、ぶどう属植物、ヘーベ属 植物、ペラルゴニューム属植物、 みかん属植物、やなぎ属植物、ラ ウアンドウラ属植物及びわずれぐ さ属植物の生植物(種子及び果実 を除く。)であつて栽培の用に供す るもの</p>
<p>二十四 (略)</p>	<p>とうがらし、トマト、はりなすび、 ばれいしよ及びペチユニア属植物 の種子であつて栽培の用に供する もの並びにアトリプレクス・セミ ルナリス、アボカド、いぬほおず き、おおせんなり、コニザ・ボナ リエンシス、しまほおずき、スト レプトソレン・ジェイムソニー、 せんなりほおずき、ソラヌム・ラ ントネットイー、ダツラ・レイク ハルティー、たまさんご、つるは ななす、とうがらし、トマト、は りなすび、ばれいしよ、ペピーノ、 ラゴディア・エレマエア、カリフ ラコア属植物、ケストルム属植物、</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二十四 (略)</p>	<p>とうがらし、トマト、はりなすび、 ばれいしよ及びペチユニア属植物 の種子であつて栽培の用に供する もの並びにアトリプレクス・セミ ルナリス、アボカド、いぬほおず き、おおせんなり、コニザ・ボナ リエンシス、しまほおずき、スト レプトソレン・ジェイムソニー、 せんなりほおずき、ソラヌム・ラ ントネットイー、ダツラ・レイク ハルティー、タマサンゴ、つるは ななす、とうがらし、トマト、は りなすび、ばれいしよ、ペピーノ、 ラゴディア・エレマエア、カリフ ラコア属植物、ケストルム属植物、</p>
<p>二十四 (略)</p>	<p>(略)</p>

<p>三十二 インド、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、アゼルバイジャン、イタリア、ウクライナ、英国、オランダ、北マケドニア共和国、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、デン</p>	<p>三十一 (略)</p>	<p>三十 (略)</p>	<p>二十九 インド、英国、スロベニア、チエコ、フィンランド、フランス、アメリカ合衆国、メキシコ、ハワイ諸島</p>	<p>二十五～二十八 (略)</p>	<p>ダリア属植物、ブルグマンシア属植物及びベチュニア属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</p>
<p>エリトラエア・ケンタウレウム、エリトラエア・ロクスバリー、ケンタウリウム・ブルケルム、とるこぎきょう、ブラクストニア・インベルフォリアタ、ブラクストニア・セロティナ及びブラクストニア・ペルフォリアタの生植物(果実を除き、種子を含む。)であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにソラム・カルディオフィルム及びトマトの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>とうがらし及びトマトの生植物(果実を除き、種子を含む。)であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>三十二 インド、台湾、中華人民共和国、イスラエル、トルコ、アゼルバイジャン、イタリア、ウクライナ、英国、オランダ、クロアチア、コソボ、ジョージア、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、デンマーク、ドイツ、ノル</p>	<p>三十一 (略)</p>	<p>三十 (略)</p>	<p>二十九 インド、英国、スロベニア、チエコ、フィンランド、フランス、アメリカ合衆国、メキシコ</p>	<p>二十五～二十八 (略)</p>	<p>ダリア属植物、ブルグマンシア属植物及びベチュニア属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</p>
<p>エリトラエア・ケンタウレウム、エリトラエア・ロクスバリー、ケンタウリウム・ブルケルム、とるこぎきょう、ブラクストニア・インベルフォリアタ、ブラクストニア・セロティナ及びブラクストニア・ペルフォリアタの生植物(果実を除き、種子を含む。)であつて栽培の用に供するもの</p>	<p>ソラム・カルディオフィルム及びトマトの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>とうがらしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにとうがらし及びトマトの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>三十四 タイ、台湾、中華人民共和国、スペイン、ウガンダ、エチオピア、ケニア、コンゴ民主共和国、タンザニア、モザンビーク、ルワンダ、アメリカ合衆国、アルゼンチン、エクアドル、ブラジル、</p>	<p>三十三 インド、パキスタン</p>	<p>マーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フランス、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、モンテネグロ、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア</p>
<p>とうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの並びにコイクス・キネンシス、さとうきび、しこくびえ、せいばんもろこし、とうもろこし及びもろこしの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>あわ、こむぎ、しこくびえ、とうもろこし、とうもろこし及びらつかせいの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあわ、いね、おむぎ、オルデンランディア・アスペラ、こむぎ、しこくびえ、とうもろこし、とうもろこし、ばんばらまめ、もろこし及びらつかせいの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	
<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が附着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が附着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Indian peanut clump virus</i>に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が附着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>ウエー、ハンガリー、フランス、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モンテネグロ、ロシア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

<p>三十七 インド、インドネシア、スリランカ、タイ、台湾、パキスタン、</p>	<p>三十六 中華人民共和國、イスラエル、トルコ、ヨルダン、イタリヤ、オランダ、ギリシャ、メキシコ</p>	<p>三十五 イタリヤ、英国、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ポーランド、アルジェリア、エチオピア、モロッコ、リビア</p>	<p>ペルー、メキシコ、ハワイ諸島</p>
<p>あまめしば、いぬほおずき、エクアリウム・エラテリウム、おくら、カロトピス・プロケラ、きゅうり、クロトン・ポンブランディア</p>	<p>とうがらし及びトマトの生植物（果実を除き、種子を含む。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	<p>えんどう及びそらまめの種子であつて栽培の用に供するもの並びにアルファルファ、いんげんまめ、えんどう、きばなのはうちわまめ及びそらまめの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの</p>	
<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信する旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるもの。 2 1の検査証明書又はその写しには、核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Tomato brown rugose fruit virus</i>に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>1 輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検査有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信する旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。 2 1の検査証明書又はその写しには、適切な血清学的診断法又は核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、<i>Pea early-browning virus</i>に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>方法による検査が行われ、かつ、<i>Muze chlorotic mottle virus</i>に侵されていないことが特記されていること。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

<p>付表 一～四 (略)</p>	<p>三十八 大韓民国、 中華人民共和国</p>	<p>バングラデシユ、 フィリピン、イ ラ、イタリア、エ ストニア、ギリ シャ、スペイン、 ポルトガル、アル ジェリア、セー シエル、チュニジ ア、モロッコ</p> <p>ナム、けし、ケナフ、げふかわた、 コッキニア・グランデイス、ささ げ、しろばなようしゆちようせん あさがお、すいか、だいた、たか さぶろう、とうがん、とかどへち ま、トマト、なす、にがうり、に ほんかぼちや、にんじん、のげし、 パパイヤ、はやとうり、ばれいし よ、へちま、ペポかぼちや、メロ ン、モルディカ・デオイカ、 ゆうがお及びとうがらし属植物の 生植物(種子及び果実を除く。)で あつて栽培の用に供し得るもの</p> <p>1 輸出の政府機関により発 行され、かつ、その検査の結 果検査有害動植物が付着して いないことを確かめ、又は信 ずる旨を記載した検査証明書 又はその写しを添付してある ものであること。</p> <p>2 1の検査証明書又はその写 しには、適切な血清学的診断 法又は核酸の塩基配列を検出 するために適切と認められる 方法による検査が行われ、か つ、<i>Zucchini green mottle mosaic virus</i>に侵われていな いことが特記されているこ と。</p>
<p>付表 一～四 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	

附 則
この省令は、令和二年十一月十一日から施行する。ただし、別表一の改正規定中「*Haplothrips nigricornis*」「*Haplothrips robustus*」「*Phenacoccus solenopsis*」「*Helix aspersa*」及び「*Grapevine vein necrosis*」を削る部分、別表二の二の改正規定中「*Esowateini*」「北マケドニア共和国」及び「*Carbovelde*」を削る部分並びに「*Swaziland*」「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」及び「*Carbovelde*」を削る部分、別表三の改正規定中「北マケドニア共和国」及び「*Esowateini*」を加える部分並びに「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」及び「*Swaziland*」を削る部分並びに別表二の二の改正規定中「北マケドニア共和国」を加える部分及び「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」を削る部分は、公布の日から施行する。